

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2019

【配付資料集】

目 次

- 1 プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 学修成果を意識した教育と質の向上・・・・・・・・ 3
(文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室)
- 3 職業実践専門課程における第三者評価の実用化・・・・・・・・ 23
(第三者評価の仕組み構築委員会 委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄)
- 4 第三者評価における財務評価と情報公開・・・・・・・・ 29
(第三者評価の仕組み構築委員会 委員 公認会計士 岡部雅人)

主 催

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

連絡調整会議

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2019

開催日時：平成 31 年 2 月 18 日(月曜日) 午後 1 時 30 分～5 時

会場：大阪私学会館 3 階 301 から 303 号室

プログラム

1 開会挨拶

大阪府専修学校各種学校連合会 理事長 清 水 尚 道

2 基調報告 学修成果を意識した教育と質の向上

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
専門官 河 村 和 彦

3 職業実践専門課程における第三者評価の実用化

第三者評価の仕組み構築委員会 委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関 口 正 雄

4 第三者評価における財務評価と情報公開

第三者評価の仕組み構築委員会 委員 公認会計士 岡 部 雅 人

5 登壇者・来場者 意見交換・質疑応答

テーマ：職業実践専門課程における第三者評価の実用化の課題

6 閉 会

主催：「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」連絡調整会議

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2019

開催日時：平成 31 年 2 月 19 日(火曜日) 午後 1 時 30 分～5 時

会場：アルカディア市ヶ谷私学会館 5 階 穂高

プログラム

1 開会挨拶

私立専門学校等評価研究機構 副理事長 大久保 力

2 基調報告 学修成果を意識した教育と質の向上

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
専門官 河村 和彦

3 職業実践専門課程における第三者評価の実用化

第三者評価の仕組み構築委員会 委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

4 第三者評価における財務評価と情報公開

第三者評価の仕組み構築委員会 委員 公認会計士 岡部 雅人

5 登壇者・来場者 意見交換・質疑応答

テーマ：職業実践専門課程における第三者評価の実用化の課題

6 閉会

主催：「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」連絡調整会議

「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2019
学修成果を意識した教育と質の向上

文部科学省 総合教育政策局
生涯学習推進課 専修学校教育振興室

今日のテーマ

- 1 学修者本位の教育への転換
- 2 専修学校教育の質保証・向上
- 3 教育の無償化と学修成果

今日のテーマ

1 学修者本位の教育への転換

2 専修学校教育の質保証・向上

3 教育の無償化と学修成果

3

1 学修者本位の教育への転換

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（抜粋）
（平成30年11月26日 中央教育審議会答申）

実現すべき改革の方向性

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。
- このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関で準備され、こうした教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていること。



4

1 学修者本位の教育への転換

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

○各大学は、自ら設定した「三つの方針」※に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育改善・改革につなげることが重要である。このようなPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。

※ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

5

1 学修者本位の教育への転換

<具体的な方策>

学修成果の可視化と情報公表の促進

○教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。

6

1 学修者本位の教育への転換

IV. 各高等教育機関の役割等－多様な機関による多様な教育の提供－

1. 各学校種における特有の検討課題

(専門学校)

専門学校は、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施している。(略)「職業実践専門課程では、学校関係者評価や情報公表等が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である。

7

1 学修者本位の教育への転換

(続き)

今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、リカレント教育にも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくことが重要である。

8

1 学修者本位の教育への転換

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（抜粋①）
（平成29年3月 これからの専修学校教育の振興あり方検討会議報告）

（質保証の重要性）

- （略）専修学校における質保証を考える際には、法令遵守と併せて、教育内容の質保証に着目することが適切と考えられる。
今日、教育機関で学ぶ意義は、入口ではなく、卒業・修了の時点までに何を学び、何ができるようになるのか、すなわち、学修成果（ラーニングアウトカムズ）の評価がより問われるようになってきた。
このような状況を踏まえ、職業に直結する教育を行ってきた専修学校は、その実績を今後とも着実に積み重ねていくとともに、今後、教育の質保証・向上に向けた不断の取組を進めていくことが重要である。

9

1 学修者本位の教育への転換

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（抜粋②）
（平成29年3月 これからの専修学校教育の振興あり方検討会議報告）

- （略）職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組みとして位置づけていくことが適切であり、…（略）

10

1 学修者本位の教育への転換

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（指摘）
（平成29年3月 これからの専修学校教育の振興あり方検討会議報告）

- 企業等連携による取組内容の実質化を図っていくために、教育課程編成委員会について、教育課程の編成結果やその実施状況を学校関係者評価の対象とするなど、学校自身による教育の質の点検・評価と改善に関する主体的な取組（内部質保証）がより有効に機能する方策を検討
- 学校における内部質保証を前提とした学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システムの検討

11

1 学修者本位の教育への転換

学修目標、学習活動、学修成果

学修者が成果を得られるためには、少なくとも次の3つは必要と思われるが・・・

- 学修目標、卒業認定の基準
- 教育課程・授業科目
- 学修成果の測定方法



- 学修成果が目標に到達しているか、について授業科目単位であれば比較的捉えやすい。

→ 学科単位、学校単位、養成施設単位、業界単位、分野単位、専修学校全体ではどうか？

※教育活動の改善につなげるPDCAサイクルも必要。

12

今日のテーマ

1 学修者本位の教育への転換

2 専修学校教育の質保証・向上

3 教育の無償化と学修成果

13

2 専修学校教育の質保証・向上

職業実践専門課程の主な認定要件

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施



企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

14

2 専修学校教育の質保証・向上

キャリア形成促進プログラムの主な認定要件

- 修業年限が2年未満（専門課程又は特別の課程）
- **対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得**できる教育課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程を編成**
- 企業等と連携する授業等が**総時間数の5割以上**
- **社会人が受講しやすい工夫**の整備
- 試験等による**受講者の成績評価**を実施

15

2 専修学校教育の質保証・向上

キャリア形成促進プログラムの主な認定要件 (続き)

- 企業等と連携して、教員に対し、**実務に関する研修を組織的に実施**
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開を実施**



企業等との
「組織的連携」

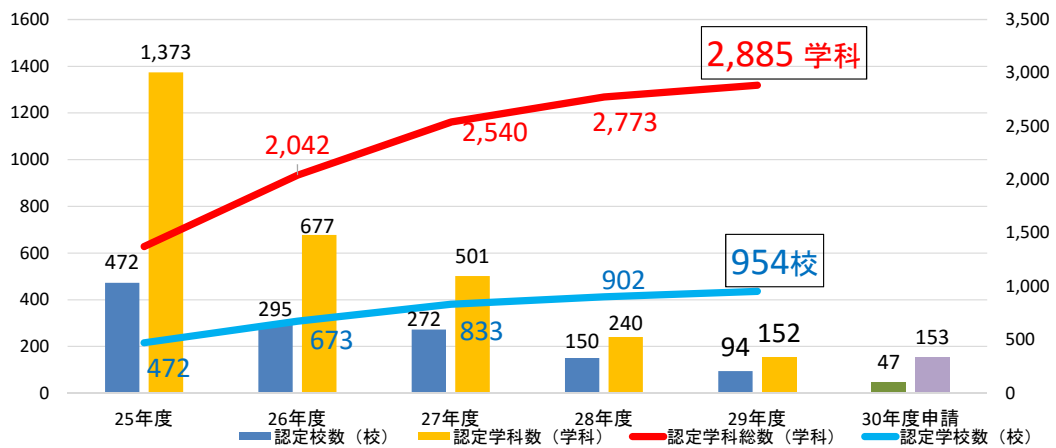
取組の
「見える化」

学修成果の
可視化

16

2 専修学校教育の質保証・向上

職業実践専門課程 認定校数・認定学科数の推移
(平成30年度は推薦状況)

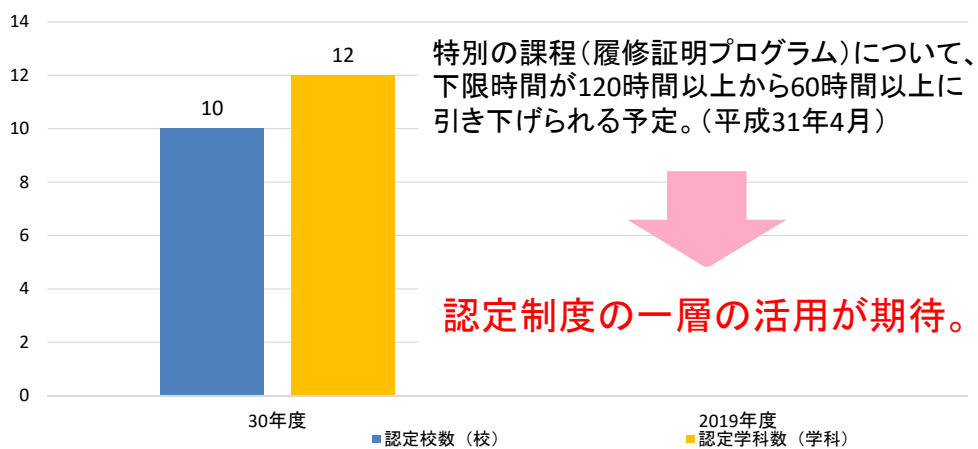


認定学校数は全専門学校約34%、認定学科数は2年制以上の専門課程の約39%まで拡大。(平成30年2月時点)

17

2 専修学校教育の質保証・向上

キャリア形成促進プログラム



初年度は、認定学校数10校、認定学科数12学科で、全て1年制専門課程。(平成31年1月現在)

18

2 専修学校教育の質保証・向上

【厚生労働省第12回労働政策審議会人材開発分科会(平成31年1月14日)資料】

特定一般教育訓練給付の対象となる講座の考え方

第11回労働政策審議会人材開発分科会(平成30年10月18日)資料1-2に基づき事務局にて編集

「人づくり革命基本構想(平成30年6月閣議決定)」等において「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、(一般教育訓練給付の)給付率を2割から4割に倍増する」とされたことを踏まえ、このコンセプトや具体的対象講座類型、講座ごとの基準等について、労働政策審議会人材開発分科会において集中的に審議を進め(平成30年8月第9回～同年10月第11回)、概ねコンセンサスが得られた指定基準及びその考え方を前提に、同雇用保険部会において、給付制度(特定一般教育訓練給付)の具体的設計に関わる審議が行われたもの。これら審議の経緯を踏まえ、対象講座の考え方を改めて整理すると以下のとおり。

一般教育訓練(現行)		特定一般教育訓練(拡充)		専門実践教育訓練	
基本コンセプト	雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練	「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座」=速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練)		中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練	
	給付率等	2割 (上限年間10万円)		5割/資格取得・就職等した場合+2割(上限年間56万円)	
	対象講座類型	4割 (上限年間20万円) A: 公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置資格等)の養成課程(短期)※介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む(時間数の下限なし) 【例: 大型免許、二種免許、各種重機運転免許】 それ以外の公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置資格)の試験合格目標講座(50時間以上) 【例: 技術士、技能検定、危険物取扱者】 B: IT資格取得目標講座(ITSSL2以上)(50時間以上) 【例: 〓JICCN、〓〓Gold】 C: ITLSに基づく新たなIT/スポーツ試験合格目標講座(30時間以上) D: 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム(60時間以上120時間未満) 【例: ドローン、理学療法士〓〓アップ、〓〓MBA】 〓専修学校におけるキャリア形成促進プログラム 〓大学等における職業実践力育成プログラム 2019.10～		5割/資格取得・就職等した場合+2割(上限年間56万円) ①公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格)の養成課程(原則1年以上3年以内) H31.4～ ②専門学校における職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)(120時間以上) ③専門職大学院(原則2年以内、資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間) ④大学等における職業実践力育成プログラム(120時間以上) ⑤高度IT資格取得目標講座(ITSSL3以上、原則120時間以上) ⑥第4次産業革命〓〓習得講座(ITSSL4、30時間以上) ⑦専門職大学等(専門職大学・学科: 4年以内、専門職短期大学・学科: 3年以内)	
講座ごとの基準	就職・在職率要件なし 受給率50%・合格率全国平均の80%以上等によりパフォーマンスを評価	受給率80%以上・合格率全国平均以上、就職・在職率80%以上によりパフォーマンスを厳格に評価 (※特定一般教育訓練の類型Cについて、平成31年4月からの試験実施状況等を同年夏頃検証予定) また、訓練前キャリアコンによる、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、要件化		これ以外に課程類型に応じた基準を追加(類型③⑦: 定員充足率60%以上等)	

19

19

2 専修学校教育の質保証・向上	
教育課程編成 委員会運営の改善例①	
■ 教育課程編成委員会の討議結果を検討・遂行する専任の体制や、<u>教育課程に関する学校関係者評価の結果を審議事項とする</u>ことも重要。	
図表 教育課程編成委員会の実施体制	
[N=2026]	0% 20% 40% 60% 80% 100%
教育課程編成委員会の討議前に教育課程編成について検討する組織体を学科として有している	61.0
教育課程編成委員会の討議結果を検討、遂行する組織体を学科として有している	68.7
個別の授業科目の内容や方法の改善及び工夫等に関する討議を実施している	83.9
授業科目の変更・新設に関する討議を実施している	80.5
学科のカリキュラム編成に関する討議を実施している	91.0
学科の改編に関する討議を実施している	56.8
当該学科が育成する人材像についての討議を実施している	84.5
教育課程編成に関する学校関係者評価の結果を審議事項としている	63.7
上記のいずれにもあてはまらない	0.1
※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より	

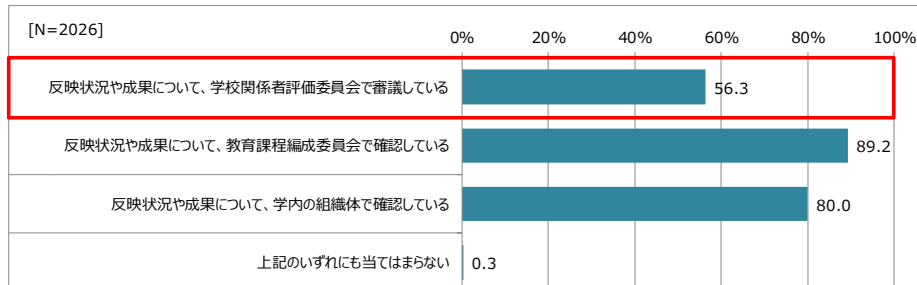
20

2 専修学校教育の質保証・向上

教育課程編成 委員会運営の改善例②

- **教育課程編成委員会における検討結果をどのように反映したかや、その成果を含めて学校関係者評価委員会で審議し、検証することも重要。**

図表 教育課程編成委員会の検討内容のカリキュラムへの反映状況やその成果



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

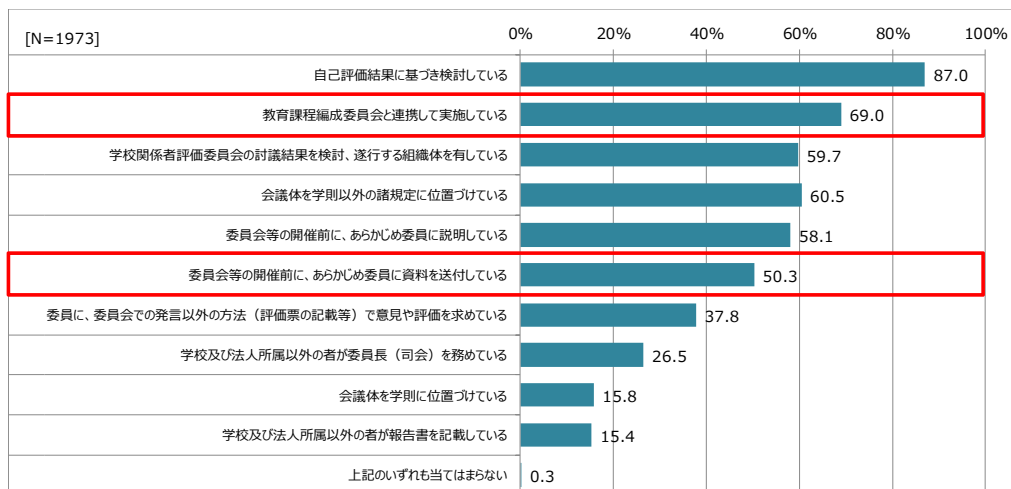
21

2 専修学校教育の質保証・向上

学校評価 学校関係者評価の改善例①

- **学校関係者評価の充実を図るため、委員会等の開始前の資料の事前送付、教育課程編成委員会との連携が重要。**

図表 学校関係者評価の実施体制



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

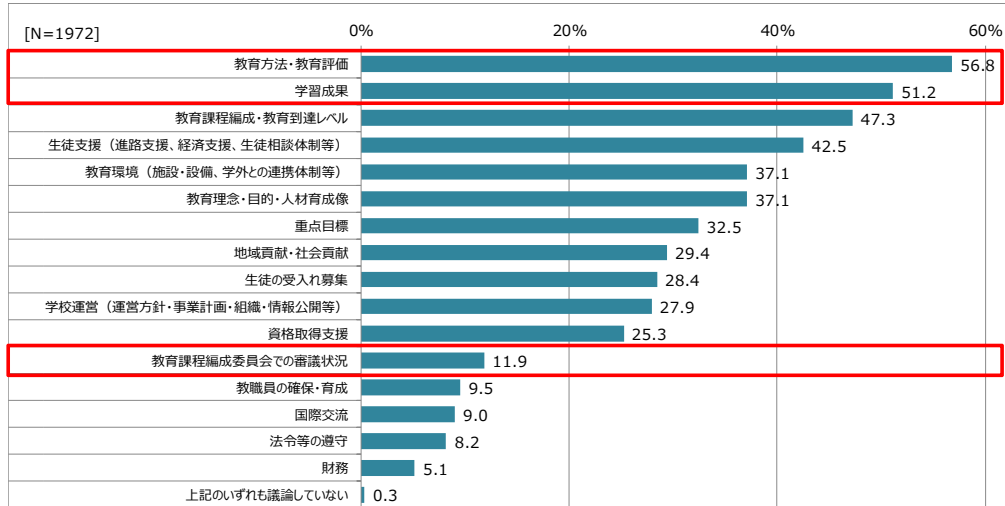
22

2 専修学校教育の質保証・向上

学校評価 学校関係者評価の改善例②

■ 教育方法・教育評価、学習成果等のほか、**教育課程編成委員会での審議状況等も含めて議論**することも重要。

図表 学校関係者評価で議論時間が多かったもの

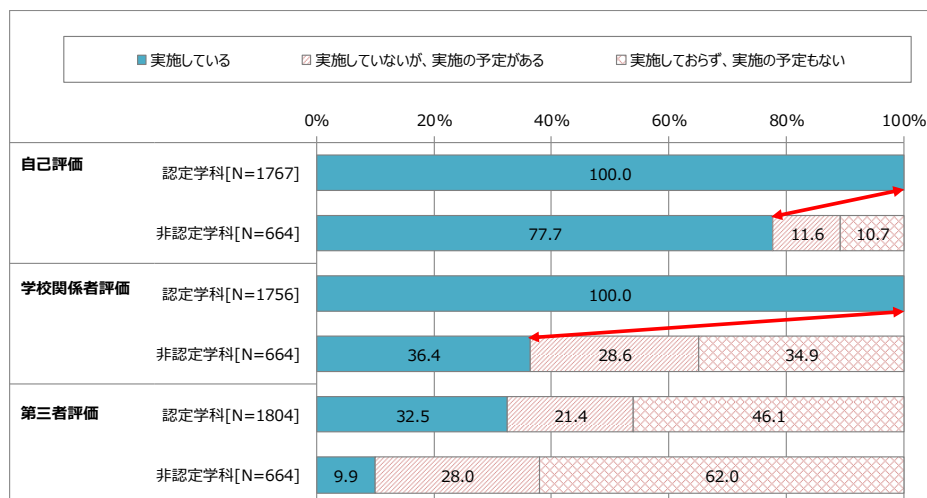


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

23

2 専修学校教育の質保証・向上

職業実践専門課程の認定有無別でみた 学校評価の実施状況



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

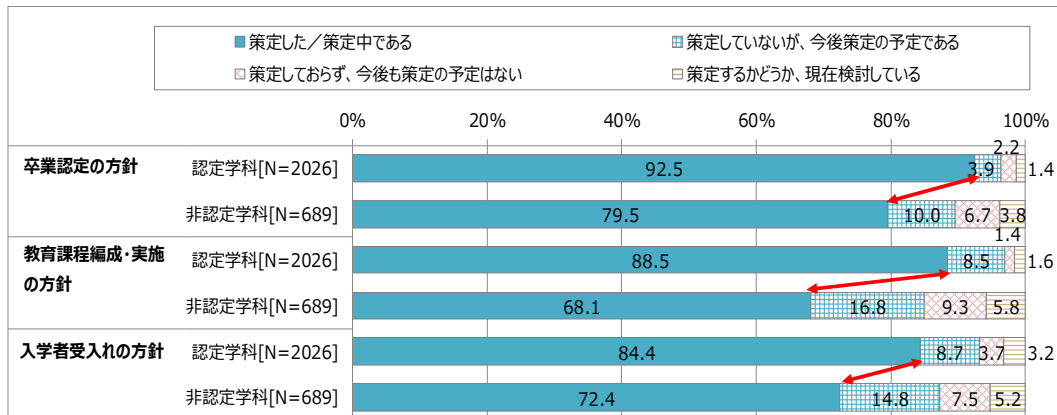


認定の有無で、学校評価の取組に対する意識に大きな差がある。

24

2 専修学校教育の質保証・向上

職業実践専門課程の認定有無別でみた 三つの方針の策定状況



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

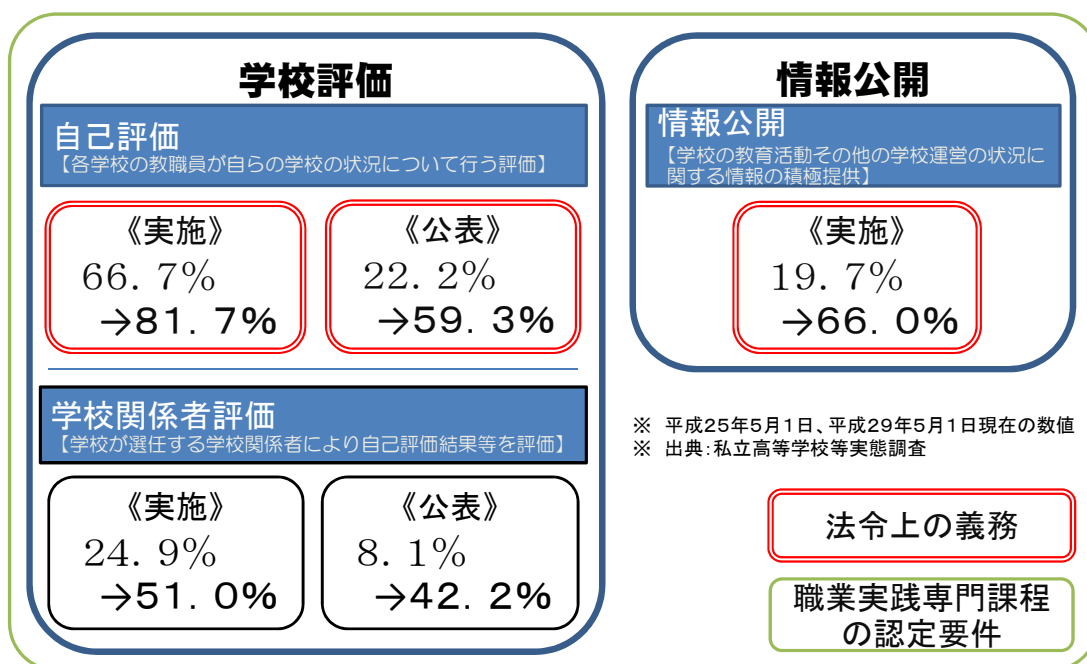
➡ 策定済と策定中の区分はないものの、いずれも認定学科では意識されている傾向にある。

25

2 専修学校教育の質保証・向上

学校評価・情報公開の状況

上段 下段
(H25→H29調査結果)



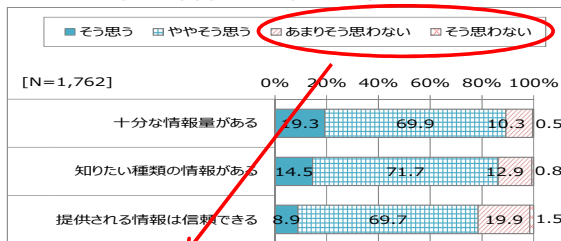
※ 平成25年5月1日、平成29年5月1日現在の数値
※ 出典:私立高等学校等実態調査

26

2 専修学校教育の質保証・向上

- 専門学校が提供する情報について、「情報量」や「情報の種類」に対する評価は高いものの、「情報の信頼性」への評価が相対的に低い。

図表 情報への評価（高校調査）



※文部科学省平成28年度委託事業
「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

図表 専門学校が提供する情報が不十分と考える理由（高校調査）

種類	代表的意見（要約）
基本的な情報がない	- 募集定員の充足率、正規教員数、経営状況、財務状況についての情報がない。 - 学費免除や奨学金などの情報が掲載されているが、その対象者数や希望者数が記載されていない。 - 教員の情報がほとんど掲載されていない。 - 最新の情報に更新されていないものが多い。
情報に統一性がない	- 学校ごとに掲載している情報が異なり、共通した記載事項が無いので理解しにくい。 - 学校によって情報量、情報の種類にバラつきがあり、比較しにくい。 - 就職実績や資格取得実績、国家試験合格実績などが、学校によって集計方法が異なっている。
データの根拠が不明確	- 資格合格率100%があまりにも多い。資格取得率や就職率の母数が入学生なのか卒業生なのか明記されていない。 - 割合だけが掲載され、在校生数や受験者数、合格者数の実数が示されていない。 - 年度の表示がなく、前年度の実績なのか、過去数年分の実績なのか分からない。
教育内容等に関する情報がない	- 日常の授業の様子や生徒の指導実態・対応が見えてこない。 - 授業についていけないなど課題のある生徒をどのように支援しているか、入学後の指導の様子が不明。 - 掲載されている情報と、卒業生から聞いた実際の授業内容等に差がある。

27

2 専修学校教育の質保証・向上

専門学校における情報提供等の取組

学校教育法の規定

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。（第133条で専修学校に準用）

「ガイドライン」（提供する情報の項目例として以下を例示）

- ① 学校の概要、目標及び計画（教育・人材養成目標や指導計画、経営方針、校長名、所在地、沿革 その他諸活動（防災・保健）等）
- ② 各学科（コース）等の教育（入学受入れ方針、入学者数・収容定員、在学生数、カリキュラム、成績評価基準、卒業・修了の認定基準、資格取得・検定試験合格等の実績、卒業生数、卒業後の進路 等）
- ③ 教職員（教職員数（職名別）、教職員組織、教職員の研修・研究活動等、教員専門性（職務上の実績））
- ④ キャリア教育・実践的職業教育（キャリア教育や実習・実技の取組状況、就職支援等への取組支援）
- ⑤ 様々な教育活動・教育環境（学校行事、部活動等の課外活動）
- ⑥ 学生の生活支援（学生支援への取組状況、生活上の諸問題の状況及びその対処・指導の状況、留学生・障害者等への学生支援）
- ⑦ 学生納付金・就学支援（学生納付金、経済的支援措置の内容等）
- ⑧ 学校の財務（事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書）
- ⑨ 学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策）
- ⑩ 国際連携の状況（※）（留学生の受入れ・派遣状況、外国の学校等との交流状況）
- ⑪ その他（※）（学則、学校運営の状況に関するその他の情報）

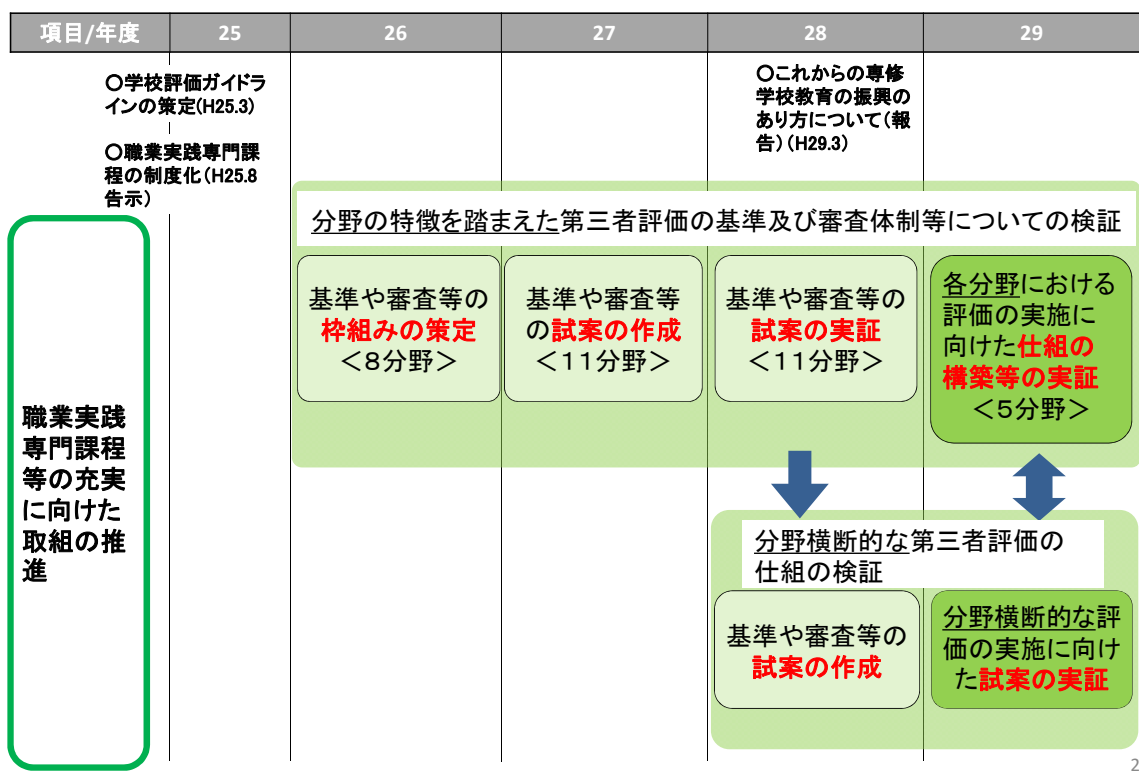
（※）は任意

- ◆ 広く一般社会に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

28

2 専修学校教育の質保証・向上

『職業実践専門課程等の質保証・向上の推進』事業における先進的取組の変遷【26年度～29年度】



29

2 専修学校教育の質保証・向上

職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進【30年度】

○職業実践専門課程による先進的取組の推進

No	事業名	実施機関
1	分野別学修成果可視化と国際分野間横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上	国立大学法人九州大学
2	学修成果測定に向けた職業コンピテンシー体系の研究	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
3	職業実践専門課程における実効性のある第三者評価システムの実用化に向けた調査研究	特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
4	職業実践専門課程に相応しいポートレートシステムの要件定義	一般社団法人専門職高等教育質保証機構

○質保証・向上のための実態調査

No	事業名	実施機関
5	職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査	株式会社三菱総合研究所

30

本日のテーマ

- 1 学修者本位の教育への転換
- 2 専修学校教育の質保証・向上
- 3 教育の無償化と学修成果**

31

3 教育の無償化と学修成果

1. これまでの主な経緯

- ・平成29年12月8日「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年6月14日 高等教育の負担軽減の具体的方策について
（「高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議」報告）
- ・平成30年6月15日「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年9月～10月 JASSO説明会における制度概要や機関要件のポイント等の説明
（全国9ブロック）
- ・平成30年11月6日 高等教育段階の負担軽減方策の検討状況について（事務連絡）
（機関要件への対応のポイント及びFAQの公表等）
- ・平成30年12月28日 無償化制度の具体化に向けた方針（関係閣僚合意）
- ・平成31年1月11日 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）
（高等学校向け、高等教育機関向け）

32

3 教育の無償化と学修成果

2. 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(総論)

※平成30年12月28日関係閣僚合意

高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

制度の概要

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設
②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】2020年4月

(2020年度の在學生(既に入學している学生も含む。))から対象)

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

33

3 教育の無償化と学修成果

3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

＜上限額の考え方＞

(国公立)

入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

(私立)

入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。

授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

※自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

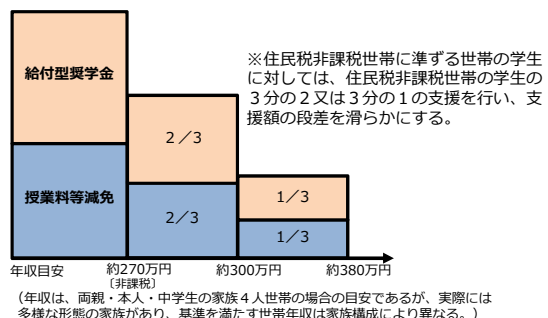
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円

※高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割〜7割程度の額を措置する。

＜給付額の考え方＞

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。

※閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。



34

3 教育の無償化と学修成果

4. 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(支援対象者の要件(個人要件)等)

【学業・人物に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

- 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。
 - i 退学・停学の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定した場合
 - iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
 - iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

- 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。
 - i 修得単位数が標準の6割以下の場合
 - ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中)
 - iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）。
- 在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

35

3 教育の無償化と学修成果

5. 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(大学等の要件(機関要件))

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

【経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い】

- ★ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
 - ・法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
 なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

36

3 教育の無償化と学修成果

6. 財源

(費用負担の基本的な考え方)

①給付型奨学金の支給（学生個人への支給）

- ・国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。

②授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類	授業料等減免に係る費用の負担者・割合	機関要件の確認者
国立 大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	国（設置者）
私立 大学・短大・高専	国（所轄庁）	国（所轄庁）
公立 大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村（設置者）
私立 専門学校	国及び都道府県（所轄庁）	国1/2、都道府県1/2 都道府県（所轄庁）

- ・国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。

- ・私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。

- ・私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。

(事務費等)

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

37

3 教育の無償化と学修成果

7. 今後のスケジュール

○今回の支援措置の実施のため、2019年の次期通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出予定。

○法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

事項	2019年度				2020年度～
給付型奨学金 ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構(JASSO)に申込		【進学前の予約採用手続】 ①採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 ②JASSOによる要件の確認 ③採用候補者の決定		＜既に大学等に在学している学生＞ ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 ※年度内に手続を実施するのは初年度のみ	支給開始(進学後)
授業料等減免 ・進学後、学生が大学等に申請					【大学等での手続】 ①減免申込 ②大学等による要件の確認(JASSOと連携) ③授業料等の減免
機関要件の確認 ・大学等が機関要件の確認を申請		【機関要件の確認手続】 ①確認申請 ②機関要件の確認	対象大学等の公表		

38

まとめ

- 高等教育の負担軽減では、支援対象者の要件（個人要件）で一定の学修成果が必要
- 学校の要件（機関要件）において、授業計画や成績評価の客観的基準、卒業の認定に関する方針等の作成・公表が必要



- このことだけをもっても、学修成果を意識した体系的な教育課程と学修成果の測定が客観性をもって行われ、対外的に説明できることが求められる。

39

今後に向けて

- 専門学校として、各学校の無償化要件等への対応は必須
- 職業実践専門課程の枠組みなどによる取組の促進
- 人材ニーズを踏まえた学修目標と学修成果 など



- 教学マネジメントの確立と情報公表がコアではないか？



- 確立したサイクルをどのような枠組みを用いて教育の質の向上を図っていくか？

大臣認定制度、学校評価、第三者評価・・・

40

職業実践専門課程における 第三者評価の実用化

平成31年2月18日(大阪)19日(東京)

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
第三者評価フォーラム
理事 関口正雄

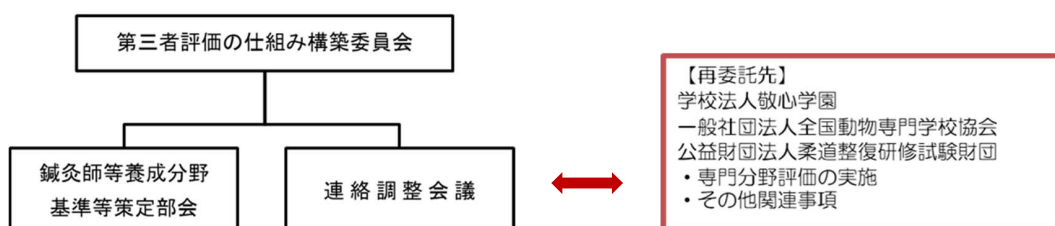
平成30年度文部科学省受託事業実施概要

①職業実践専門課程の第三者評価の実用化に向け、モデル第三者評価を継続実施

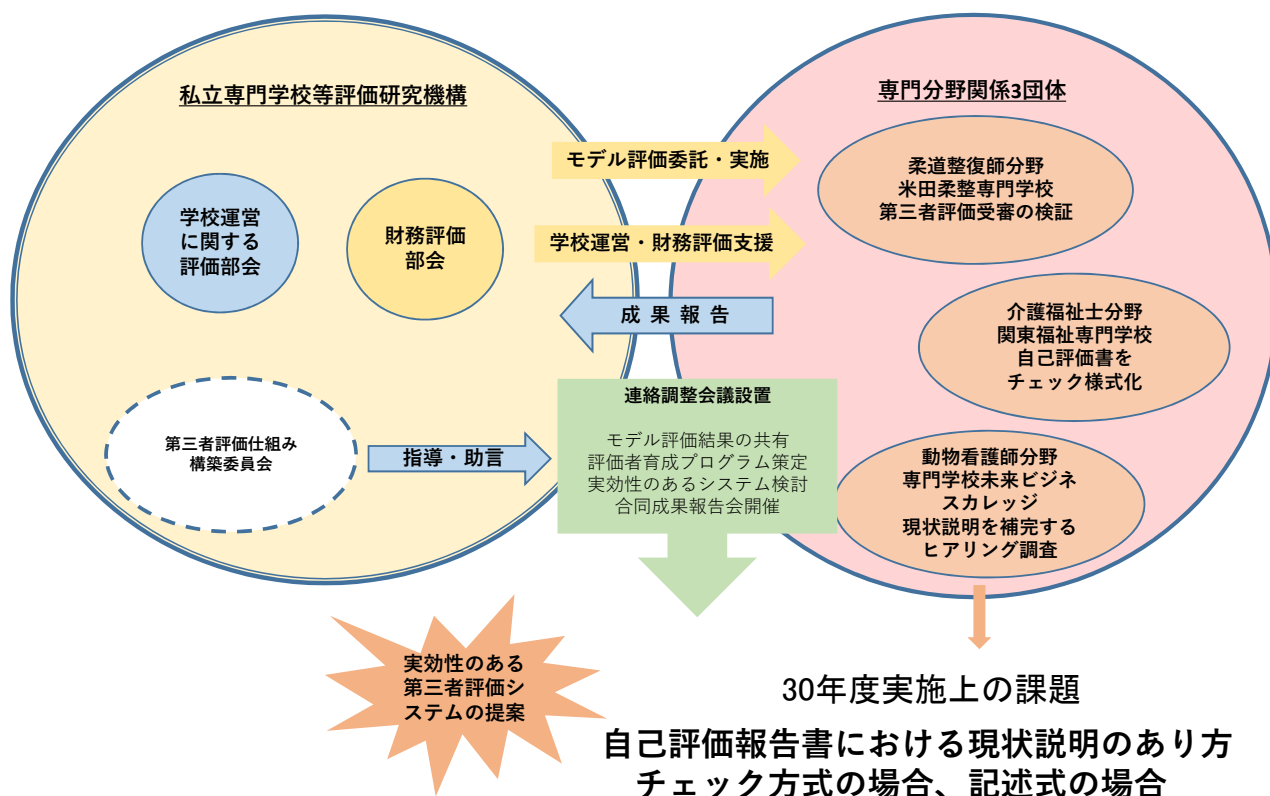
「職業実践専門課程第三者評価マニュアル」をベースに職業実践専門課程の第三者評価の実用化に向け、分野ごとに目標を設定の上、モデル第三者評価実施・検証等を行う。モデル評価の実施方法は、昨年度と同様、教育活動、学校運営に関する評価区分を分担する方式で、柔道整復師分野に加え、介護福祉士分野、動物看護師分野に拡大し、計3分野で実施する。

②鍼灸師等の養成分野の特性を踏まえた第三者評価のしくみ構築

平成28年度に策定した分野横断的な第三者評価の仕組みを用いた平成29年度実施のモデル第三者評価結果を検証し、分野特性を踏まえた学修成果等の観点から同分野における評価基準、評価者養成等第三者評価のしくみを確立させ、次年度のモデル評価の準備を行う。



職業実践専門課程の第三者評価の実用化に向けたモデル評価



柔道整復師養成分野における 第三者評価受審校の改善状況の検証

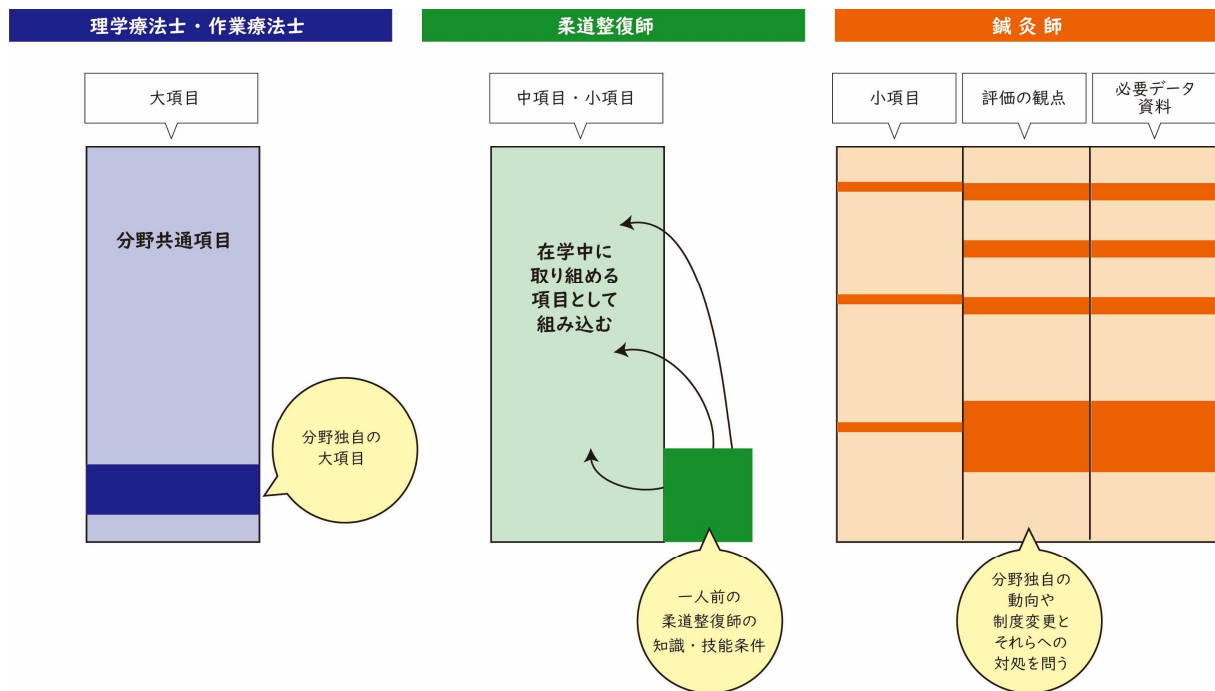
【アンケート調査を実施】（対象：平成27年度から30年度モデル評価受審校7校）

- 改善プロセス・期間 ➡ 数年度単位での経過観察の必要性和PDCAサイクル確立
第三者評価報告書の受領⇒内容確認⇒課題の整理⇒改善策の検討⇒改善
- 主な改善項目(240項目)➡ 教育活動の基盤である学校運営の項目も多い
教育活動53⇒**規程整備・財務**38⇒学生支援27⇒卒業生支援20⇒⇒事業計画18
- 改善経過 ➡ 学内において着実に改善中
実施済み25 実施中122 検討中56 検討予定37

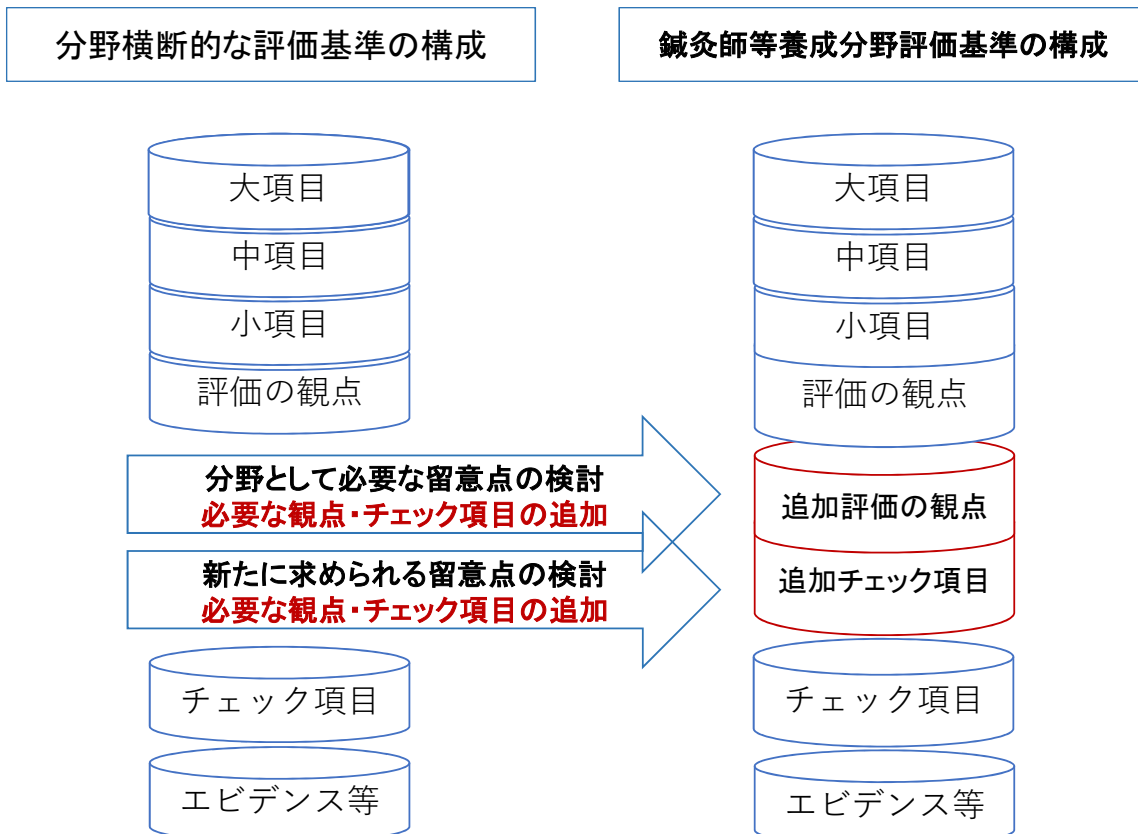
【受審校の感想・第三者評価の効果】

- 評価結果を踏まえ内部統制のあり方見直し、規程等を整備
- 課題設定と進捗管理によりPDCAサイクルの確立、自律した改善への取組の実現
- 第三者評価結果による課題、潜在的な課題の明確化
- 学校が実施していることや考えを文字化することにより、曖昧さなどの気づく
- 教職員による課題の共有化
- 評価結果の公表により学校の特徴をアピール

分野共通項目と分野独自項目の関係パターン



鍼灸師等養成分野評価基準の策定プロセス【イメージ図】



職業実践専門課程第三者評価の現在地

①学校関係者評価の主体性

- 学校関係者評価は有効か？
 - 評価の主体は、学校？評価委員会？
 - 委員長は委員から、学校側はオブザーバー
 - 委員長はリーダーシップを発揮できるか？どんな動機で？
 - 自己点検・評価結果を受けたPDCAを実際にどこまでチェックできるのか？
 - 委員会報告書、議事録の責任は？
 - そもそも、評価基準項目、委員の資質要件、委員の評価は？
-

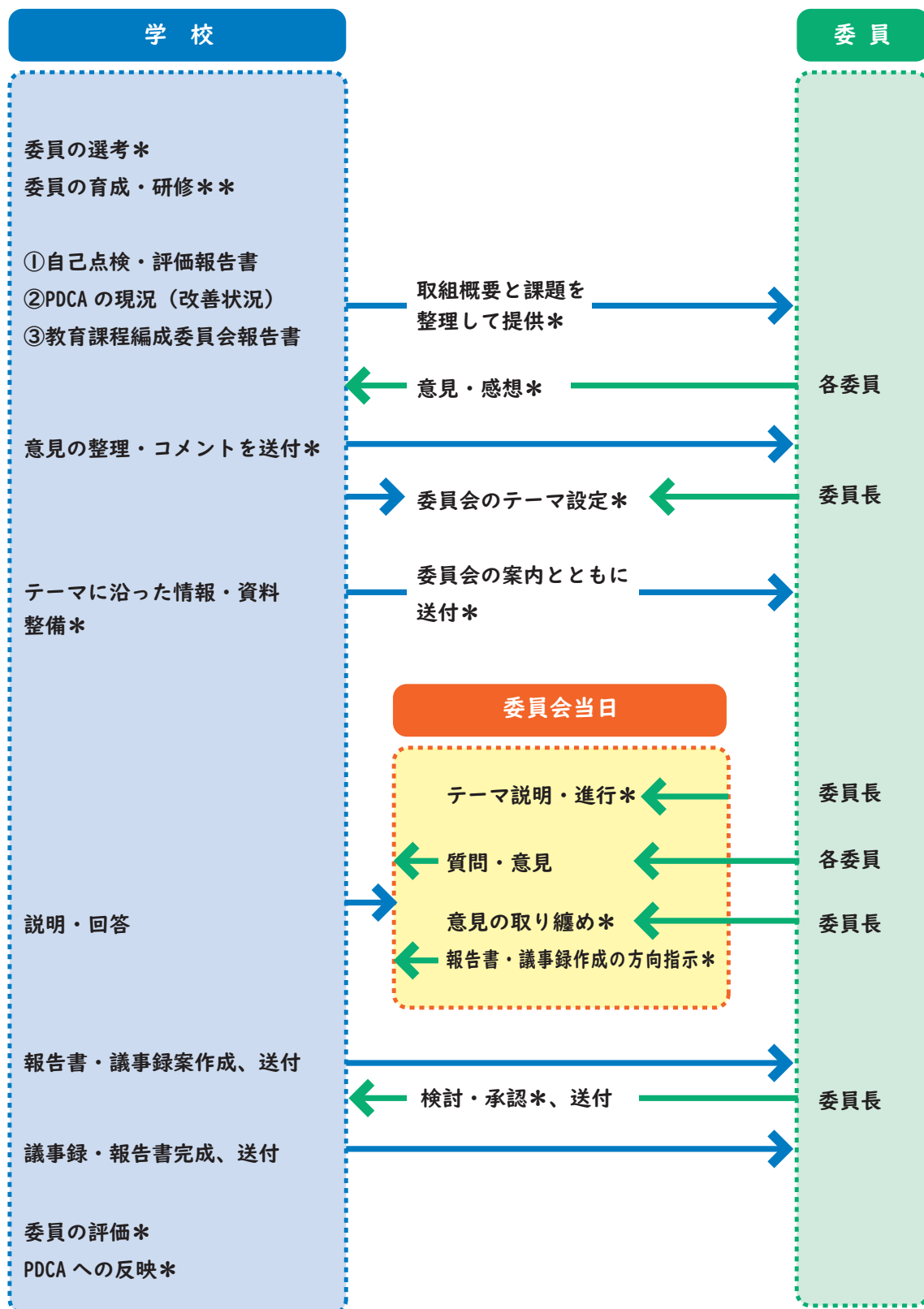
職業実践専門課程第三者評価の現在地

②高等教育無償化対象校認定要件

- 専門学校の無償化対象校認定4要件とその情報開示は大学と同じ水準
- 認定された専門学校は選別された集団に！
- この専門学校集団は、学校教育法1条校でないといえるか？
- 足りないのは第三者評価だけ？（「専門学校は教育の質の保証が制度的に担保されていない」教育再生実行会議第五次提言）
 - では求めるべき制度的な質保証とは？
 - 学校関係者評価で十分？それとも第三者評価が必要？
 - 学校関係者評価には、明らかな限界がある

学校関係者評価委員会における委員側と学校側の役割について

*不十分 **不可



自主的な多様な分野別第三者評価の進展へ

- 分野別第三者評価動向

→リハビリ分野養成施設の分野別第三者評価開始

→柔整・あはき分野等の分野別第三者評価も4年後には実施か

→医療分野の第三者評価団体設立の動き

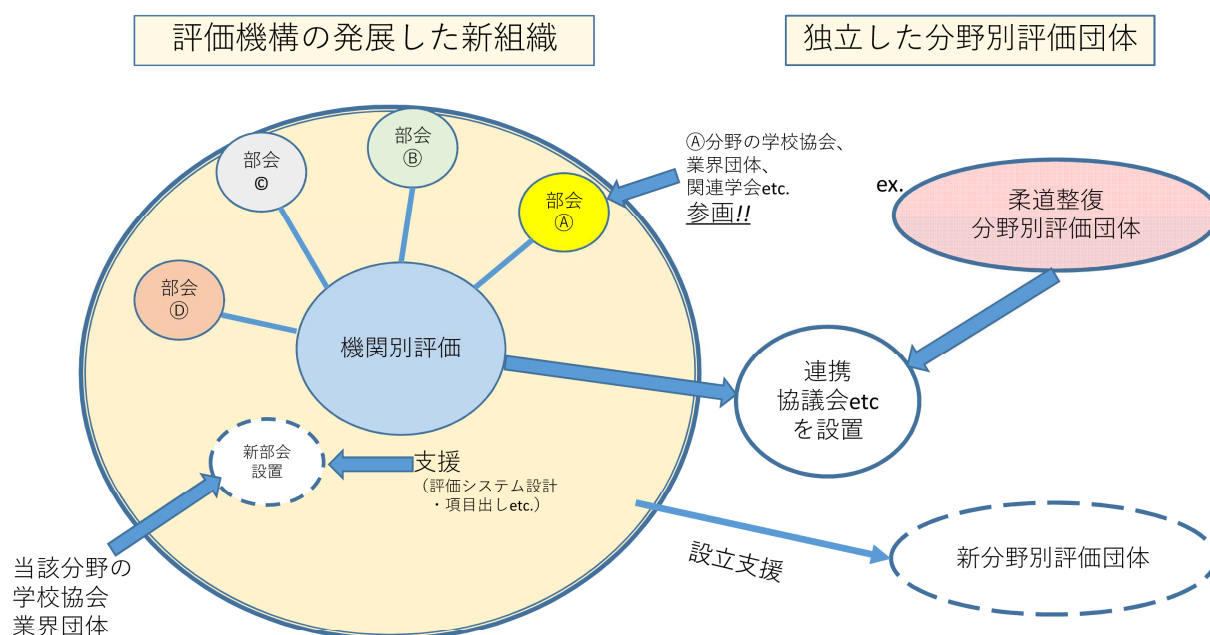
- 職業教育体系整備

→東専各「職業教育分野分類」事業

→文科省「分野別学修成果可視化と国際分野間横断体系化」事業

→東京規約(高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約)

分野別評価への取組イメージ



第三者評価における 財務評価と情報公開

岡部公認会計士事務所
公認会計士・税理士 岡部 雅人

2019年2月

目次：プログラム内容

1. 第三者評価の大前提
2. 第三者評価報告書の記述様式
3. 評価項目（財務運営）
4. 財務関係比率（指定様式）
5. 評価項目（監査・財務情報の公開）
6. 高等教育無償化との関連

1. 第三者評価の大前提

▶ 自己評価報告書



▶ 参照資料と関連付けて、当該評価項目についての学校法人としての評価(考え方)を記載



▶ <第三者の評価者>

学校法人の自己評価の妥当性を参照資料を検討しながら評価

例えば、「×××という理由で中長期的な財務基盤は安定していると判断できる」

「×××という理由」は、参照資料と一致しているか。本当に安定していると判断できるのか

第三者の評価者と
「自己評価報告書」
を通じて
コミュニケーションを

理由を書いていたか
判断できません

参照資料を提出していただ
かないと判断できません

▶ 3

2. 第三者評価報告書の記述様式 1/2

5-5 財務運営

○小項目

5-5-1 事業計画等に基づき予算を編成し、適正に執行管理を行い、決算書を作成しているか

5-5-2 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか

○評価結果:基準を満たしている。

学校法人は同内容の評価項目について、自ら自己評価報告書に記載

○評価の理由:

○特長として評価する点:

○更なる向上を期待する点:

○改善を求める点:

「事業計画」、「学校法人が定めた指標や目標」との関連で基準を満たしているかどうかを評価しています

▶ 4

2. 第三者評価報告書の記述様式 2/2

5-6 監査・財務情報の公開

○小項目

5-6-1 私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施しているか

5-6-2 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し適正に運用しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

○特長として評価する点：

○更なる向上を期待する点：

○改善を求める点：

「私立学校法」「寄附行為」に抵触していると、基準を満たしているとは言えないですね

▶ 5

3. 評価項目（財務運営） 1/2

なぜ、「確立している」「図っている」といえるのかを具体的にわかりやすく記述してください

具体的な資料を提示していただかないと、実際の状況を確認できません

小項目（指標）	No	チェック項目	参照資料（例示）
事業計画等に基づき予算を編成し、適正に執行管理を行い、決算書を作成しているか	1	教育理念、目的を実現するための財政基盤若しくは必要な予算を確立しているか	☐ 当該年度の予算方針、予算書及び過去1年間の当初予算書、補正予算書
	2	教育理念、教育目的、中期計画、事業計画等と予算の整合性を図っているか	☐ 中期計画、事業計画、予算決議した理事会議事録
	3	予算の編成過程及び決定過程は明確になっているか	☐ 予算編成手順書
	4	予算規程、経理規程を整備しているか	☐ 予算規程・経理規程
	5	予算の執行計画を策定し、計画どおり執行しているかチェックを行っているか	☐ 予算執行計画、執行状況の報告審議した理事会議事録
	6	予算超過が見込まれる場合、適切に補正措置を行っているか	☐ 補正を決議した理事会議事録

できるだけ文書化を

▶ 6

3. 評価項目（財務運営） 2/2

独自の指標でなくても、「事業団の平均値をプラスの方向で上回ることを目標」「負債比率を×年間で××ポイント低下させる」等でもかまわないので、まず目標を！

評価項目が「計算書類の正確性」ではないので、一部誤り等があっても「基準を満たしていない」とはせず、第三者評価上は「改善を求める点」として記載しています

小項目(指標)	No	チェック項目	参照資料(例示)
学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか	1	主要な財務数値に関する財務分析を行い、学校及び法人の財務関係比率について自己評価における指標や目標を定めているか	☐ 過去3年間の提出用計算書類一式、(資金収支計算書及び内訳表、人件費内訳表、消費収支計算書及び内訳表(平成28年度以降の決算は、事業活動収支計算書)、貸借対照表(固定資産明細表、基本金明細表、注記も含む))
	2	学校及び法人の財務関係比率は上記の指標、目標に照らして十分に達成しているか	☐ 過去3年間の財産目録 ☐ 過去3年間の法人基本調査票(計算書類の年度と一致した調査票) ☐ 具体的な指標あるいは目標及び達成度等を分析した資料 ☐ 過去3年間の財務関係比率(指定様式)

具体的な指標あるいは目標を説明した上で、その指標や目標がどの程度達成できたのかを分析・説明してください。達成できていない場合は今後どのように改善し達成していくのかを記述してください

7

4. 財務関係比率（指定様式） 1/2

事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの、学校単独)

	比 率	計算式
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$
4	事業活動収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入}}$
5	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$
6	基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入 - 基本金組入額}}$
7	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$
8	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$
9	教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$

過去3年間の「財務関係比率(指定様式)」を提出

＜指定様式での記載上の留意事項＞

① 「学校法人会計基準」に基づく事業活動収支計算書を用いて、表に示された計算式により、比率を記載すること。

なお、法人として当該学校のみ運営している場合は、法人全体のみを作成し、学校単独には記載しないこと。

8

4. 財務関係比率（指定様式） 2/2

	比 率	計算式
1	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$
2	消費収支差額 構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$
3	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
4	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$
5	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$
6	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$
7	退職給与引当 預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金（資産）}}{\text{退職給与引当金}}$
8	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$

＜指定様式での記載上留意事項＞

平成28年度からの「学校法人会計基準」に基づく貸借対照表を用いて、表に示された計算式により、比率を記載すること。

＜論点＞

経常費補助のない専門学校法人において、大学法人のように財務関係比率をそのまま評価に用いることができるか



学校法人が自ら設定した指標や目標に対する達成度を評価対象としている

▶ 9

5. 評価項目（監査・財務情報の公開） 1/2

小項目（指標）	No	チェック項目	参照資料（例示）
私立学校法及び 寄附行為に基づき 適切に監査を実施しているか	1	学校法人の業務及び財産状況を適切に監査した監査報告書を作成し理事会等に報告しているか	□監事監査報告書
	2	監事の監査に加えて、公認会計士又は監査法人による外部監査を実施しているか	□会計監査人監査報告書
	3	監査時における改善意見について記録し、適切に対応しているか	□監査指摘事項及びその回答書（財務改善計画書）

監事監査は「業務の監査」と「財産の状況の監査」の両方です。監事監査報告書にはその旨の記載が必要です

専門学校法人の場合は、公認会計士等の監査は義務ではないので「加点項目」と考えています

指摘事項がなければ「なし」と文書化を、指摘がある場合はその後の改善結果も文書で記録を

▶ 10

5. 評価項目（監査・財務情報の公開） 2/2

小項目（指標）	No	チェック項目	参照資料（例示）
私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し適正に運用しているか	4	財務公開規程を整備し、適切に運用しているか	□財務公開規程
	5	公開が義務づけられている財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しているか	□公開する財務帳票、事業報告書
	6	財務公開の実績を記録しているか	□財務公開実績
	7	公開方法についてホームページに掲載するなど積極的な公開に取り組んでいるか	□法人ホームページ、学校ホームページ

規程を整備し文書化を

公開用を作成している場合と、計算書類等をそのまま公開しているケースといろいろあるかと思います

「実績を記録」の範囲が必ずしも明確ではありませんが、例えば「〇年〇月〇日、20**年度財務情報をホームページに公開」等、文書化を

ホームページのコピーを提出していただいておりますが、実際に確認もします

▶ 11

6. 高等教育無償化との関連

▶ 2020年4月開始の高等教育の無償化

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校



一定の要件を求める

- ▶ 1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
- ▶ 2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ▶ 3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
- ▶ 4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

▶ 12

平成 31 年 2 月発行（禁無断掲載）

職業実践専門課程の第三者評価フォーラム 2019
【配付資料集】

発行 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-962
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>